

## 利用権設定等促進事業（農業経営基盤強化促進事業）

利用権設定等促進事業は、規模拡大を希望する農家への農地の利用集積を促進するため、市が仲立ちして農地の権利設定・移動を行うもので、農地法上の統制を緩和し、貸しやすく借りやすい制度です。

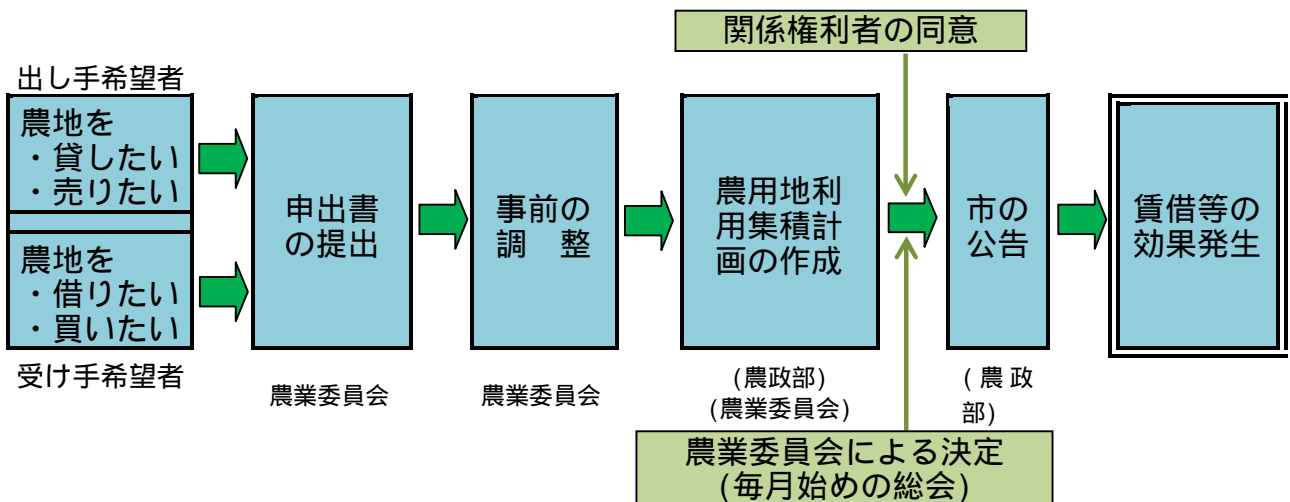
### 農地法第3条との相違点

- 市が権利関係の調整・仲立ちをするので安心して貸し借りができます。
- 農地法の許可は不要です。
- 貸借期限満了後は、自動的に貸し手に農地が返還されます。また、再設定も簡単にできます。
- 耕作権がつかないため、離作料は不要です。
- 双方が合意すれば、途中解約も簡単にできます。
- 下限面積に満たなくても認められる場合があります。
- 市による所有権移転の嘱託登記や税制面・資金面等での優遇措置があります。
- 農用地区域内の賃借については、貸し手と借り手（新規のみ）の双方に農地流動化奨励金を交付します。

### 実施要件

対象となる土地	原則として市街化調整区域にある農地
権利の種類	利用権（賃借権、使用貸借権等）及び所有権
貸借の期間	原則として3年以上
賃借料	賃借料情報を参考に双方の話し合いで決めます
借り手の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市中核登録農家又は、認定農業者</li> <li>・農地法上の3要件（借りた農地の全てを効率的に利用すること、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、借り手本人又は世帯員が農作業に常時従事すること）</li> </ul>
買い手の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者であること</li> <li>・資産保有目的の取得や農地の細分化を防止するため、上記農地法上の3要件のほか、厳しい基準があります。</li> </ul>

### 手続きの流れ



農地法第3条による場合と同様に、経営移譲年金の支給停止や相続税・贈与税の納税猶予の特例打ち切りの対象となる場合がありますので、ご相談ください。

利用権設定に関する手続き、詳細について札幌市農業委員会にご相談ください。

札幌市農業委員会事務局（札幌市経済局農政部農業委員会担当課）

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-3636                      Fax：011-218-5132